

**令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託に関する
業者選定実施要領**

1 公募型プロポーザルの目的

本公募型プロポーザルは、「令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務」を委託するにあたり、広く提案を公募し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定することを目的とし、その募集手続等の必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託

(2) 業務目的・内容

「令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 1 4 日までとする。

(4) 履行場所

川崎市宮前区鷺沼 3 丁目ほか（鷺沼駅周辺）

(5) 提案上限額

金 5,610,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 担当部署

川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（担当 田中・小林）

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話：044-200-0483

E-mail：50tisei@city.kawasaki.jp

4 スケジュール

質問の受付期間	令和 6 年 1 0 月 2 4 日 (木)～1 0 月 3 1 日 (木)
質問の回答	令和 6 年 1 1 月 5 日 (火)
参加表明書類の提出締切日	令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (火)
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) を予定
企画提案書類の提出締切日	令和 6 年 1 1 月 2 5 日 (月)
ヒアリング審査の実施	令和 6 年 1 2 月上中旬頃を予定
審査結果通知	令和 6 年 1 2 月中下旬頃を予定
契約（予定）	令和 6 年 1 2 月中下旬頃を予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人とし、次に掲げる要件を備えた者とする。

【法人が満たすべき要件】

- (1) 法人であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は破産手続き中でないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないものであること。
- (6) 川崎市及び国・近隣自治体において契約規則等に基づく資格停止期間中及び指名停止期間中でないこと。
- (7) 過去 5 年以内に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了している実績があること。（ア及びイすべて）

ア 駅周辺や公共空間等の賑わい創出に係る検討業務

イ 駅周辺や公共空間等における社会実験の実施運営に係る業務

- (8) 川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン第 4 条（3）のとおり、令和 6 年度の川崎市業者委託有資格業者名簿に登録されていること。

6 参加申込に関する手続き及び書類

（1）質問の受付

受付期間	令和 6 年 10 月 24 日（木）から 10 月 31 日（木）午後 5 時まで
提出方法	質問書【第 5 号様式】に必要事項を記載の上、持参又は E メールにより提出すること。 ※電話又は口頭による質問は受け付けない。
回答日	令和 6 年 11 月 5 日（火）
回答方法	下記の市ホームページで公表する。 https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/500/0000170159.html ※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表する。 ※質問への回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を有するものとする。 ※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがある。
提出先	「3 担当部署」のとおり

(2) 参加表明書類の提出

提出締切日	令和6年11月12日(火)午後5時まで
提出書類	参加を希望する場合、次の書類を1部ずつ提出すること。 ア 参加意向申出書(第1号様式) イ 参加資格誓約書(第2号様式) ウ 会社概要書(第3号様式) エ 業務実績調書(第4号様式) (5 参加資格(7)の業務の履行実績が確認できるもの。) 【添付資料】 ・会社案内、会社パンフレット等(法人の概要・事業内容等がわかるもの)
提出方法	次のいずれかの方法にて提出すること。 持参の場合 受付:午前8時30分~午後5時 ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び休日)を除く。 郵送の場合 令和6年11月12日(火)までに必着。 ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。
提出先	「3 担当部署」のとおり

(3) 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和6年11月19日(火)までにEメールにより「提案資格確認結果通知書」を送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

(4) 企画提案書類の提出

提出締切日	令和6年11月25日(月)午後5時まで
提出書類	第6号様式のとおり
留意事項	ア 上記の書類を正本1部、電子データ一式(PDF形式)をまとめた電子媒体(CD-R等)1部を用意し、持参又は郵送により提出すること。 イ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。 ウ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
提出先	「3 担当部署」のとおり

(5) ヒアリング審査

実施日	令和6年12月上中旬頃を予定
会場	川崎市役所を予定
審査方法	審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。
提案書評価項目及び評価基準	別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり
留意事項	・実施日時や実施方法の詳細は、一次審査の実施後、事業者に連絡します。 ・説明 20 分、質疑 5 ～10 分程度を想定。 ・説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。 ・出席者は最大 5 名とし、提案内容について網羅的に説明し、質疑応答に対応できる人員を配置してください。

(6) 受託候補者の特定

ア 評価委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として特定する。
ただし、出席委員の総合計点が満点の 6 割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、評価委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

(7) 審査結果の通知・公表

通知日	令和6年12月中下旬頃
通知方法	審査結果は、全ての応募事業者に E メールにより通知するとともに、下記の市ホームページで公表します。 https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/500/0000170159.html ※共同事業体で応募する場合、代表企業に通知します。

7 応募の辞退

参加申込書類を提出した後に、参加を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参又は郵送、E メールにより辞退届（任意様式）を提出してください。

8 その他

- (1) 提出書類の追加・変更は原則として認められない。
- (2) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とする。
 - ア 「5 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積書が提案上限額を超過した場合
 - カ 談合その他不正行為があった場合
- (4) 本プロポーザルに要した費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金
 - 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。
- (8) 契約条項等の閲覧
 - 川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (9) 委託代金の支払
 - 委託業務の全部が完了した後の支払を原則としますが、発注者と受注者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、発注者による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとします。
- (10) 提出書類に関して説明を求められた場合は、応じること。

提案書評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	採点
1 事業目的の理解度				
	事業目的の理解度	・本業務の背景や目的を的確に捉え、本市、宮前区の状況等を理解した上で、業務に対する考え方が的確に示されているか。	10	
2 事業実施体制等				
	(1) 事業実施体制	・役割分担が明確かつ的確であるか。 ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10	
	(2) 配置予定人数	・実施内容に対して、遂行可能な人員が確保されているか。	10	
3 同種、関連業務及び実績等				
	同種、関連業務及び実績等	以下の同種、関連業務の契約実績があり、本業務へそのノウハウ等を十分活用できる見込みがあるか。 ・駅周辺や公共空間等の賑わい創出に係る検討業務 ・駅周辺や公共空間等における社会実験の実施運営に係る業務	10	
4 企画書提案書の内容				
	(1) 有用性	・今後の駅前広場の有効活用の方角性の検討及び再開発事業による公共機能の魅力発信のため、多様なコンテンツの実施などによる幅広いニーズや課題の把握かつ、魅力的な駅まち空間の創出につながる提案となっているか。	10	
	(2) 創意工夫・獨創性	・鷺沼駅前の立地やポテンシャル、地域の魅力等を活かした創意工夫など魅力ある提案となっているか。	10	
	(3) 提案内容の充実度（具体性）	・提案内容に具体性があるか。	10	
	(4) 実施方針及び業務履行の確実性	・組織として、実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか。 ・円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	10	
5 プレゼンテーション				
	(1) 分かり易さ・説得力	・提案内容の説明が明確で分かりやすく、伝わりやすいか。	5	
	(2) 質疑への対応	・回答内容が明快で適切であるか。	5	
	(3) 担当者の能力	・業務の目的、内容を十分理解しているか。 ・本業務に関する専門的な知識を有しており、本市の現状等を的確に認識しているか。 ・担当者として本業務に対する意欲はあるか。	10	
合 計			100	